イ）名義変更料
増加会員権を譲渡する場合、別表⑻の会則に定めるところに従い、名義変更料を徴収する。ただし、継続会員が、平成23年12月31日までに、増加会員権を第三者に譲渡した場合に限り、名義変更料を徴収しない。
ウ）法人会員権に関する特則
㋐　法人会員権について分割選択権が行使された場合、増加会員権は記名式の法人会員権とし、その登録者は未だ届出がなされていないものとみなす。
㋑　年会費支払義務
継続会員が増加会員権を保有し続ける場合であっても、増加会員権について登録者の届出がなされた場合には、増加会員権について年会費支払義務が発生する。
㋒　新規登録者届出料及び登録者変更料
ⓐ　増加会員権について登録者の新規登録を行う場合、登録者届出料が発生しない。
ⓑ　増加会員権について登録者の変更を行う場合、別表⑻の会則に定めるところに従い、登録者変更料が発生する。
ⅳ）原会員権の取扱い
別表⑻の会則に定めるところに従い、取り扱うものとする。
⑵　預託金返還請求権以外の一般更生債権について
①　権利の変更
別表⑹の確定した一般更生債権は、以下のⅰ）及びⅱ）のとおり免除を受ける。
ⅰ）開始決定後の利息・遅延損害金について、全額の免除を受ける。免除を受ける時期は、更生計画認可決定時とする。
ⅱ）元本及び開始決定前の利息・損害金については、別表⑹の「債権免除額」欄記載のとおり、更生計画認可決定時に、62.2％の免除を受ける。
ただし、平成20年３月14日以降、更生債権の一部について譲渡等の方法で権利が移転され、これを原因として更生債権等の届出名義の変更がなされた場合、その確定した一般更生債権については、届出名義変更前の確定額を基準として、これに対し弁済すべき金額を確定したうえ、これを新旧権利者双方の取得した債権の額に按分して配分することにより、新旧権利者各自に対する弁済額を決定する。
②　弁済方法
別表⑹の確定した一般更生債権は、平成22年２月１日限り、同表「弁済額」欄記載のとおり、①の権利変更後の残額を一括して弁済する。
第５節　未確定の更生債権等に関する措置
１　未確定更生債権等
未確定の更生債権等はない。
２　未確定更生債権の確定までの取扱い
未確定の更生債権については、確定するまでの間はいずれの債権としても取り扱わない。
３　未確定更生債権の確定後の取扱い
未確定の更生債権が確定したときは、本章第４節の定めを適用する。ただし、免除時期については当該未確定の更生債権が確定した日又は更生計画認可決定日のいずれか遅い日とし、弁済時期については、当該未確定の更生債権が確定した日から３か月を経過した日又は平成22年２月１日のいずれか遅い日限り、一括して権利変更後の残額を弁済する。
第６節　担保権の措置
１　不動産に係る担保権
⑴　別表⑷の２記載の不動産に係る担保権は、更生計画認可決定時に消滅する。
⑵　別表⑷の２記載の不動産に係る担保権者は、前項により担保権が消滅したときには当該担保権設定登記の抹消登記手続をすることとし、管財人から要請を受けた後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。当該登記費用は更生会社の負担とする。
２　預金に係る担保権
⑴　別表⑷の３記載の預金に係る担保権は、更生計画認可決定時に消滅する。
⑵　別表⑷の３記載の預金に係る担保権者は当該担保権設定の抹消手続をすることとし、管財人から要請を受けた後２週間以内に、当該担保権の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。当該手続費用は更生会社の負担とする。
３　更生会社の財産を目的とする担保権のうち、本章に定めのないものは、更生計画認可決定時にすべて消滅する。
第４章　株主の権利の変更
第１節　株式の取得
更生会社は、以下のとおり、更生計画認可決定時における更生会社の発行済株式全部を無償で取得する。
１　更生会社が取得する株式の数　200株
２　更生会社が株式を取得する日
更生会社が株式を取得する日は、第４節に定める募集株式発行の効力発生日とする。
第２節　株式の消却
更生会社は、前節による株式取得の日に、その取得した自己株式200株全部を消却する。
第３節　資本金の額の減少
更生会社の資本金の額を以下のとおり減少する。
１　減少する資本金の額　　2000万円
２　資本金の額の減少が効力を生ずる日
資本金の額の減少が効力を生ずる日は、第４節に定める募集株式発行の効力発生日とする。
第４節　募集株式を引き受ける者の募集
１　募集株式を引き受ける者の募集
更生会社は、次のとおり、募集株式を引き受ける者を募集する。
⑴　募集事項は、次のとおりとする。
①　募集株式の種類　普通株式
②　募集株式の数　200株
③　募集株式１株の払込金額
５万円
④　払込期日　平成22年１月15日
⑤　増加する資本金の額　1000万円
⑥　増加する資本準備金の額　0円
ただし、上記②の募集株式数、③の募集株式１株の払込金額、④の払込期日、及び⑤の増加する資本金の額については、管財人が、裁判所の許可を得て変更することができるものとする。
⑵　募集株式は、その全部を、下記の者に割り当てる。
記
東京都港区愛宕二丁目５番１号
パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社
２　募集株式の追加発行
管財人は、裁判所の許可を得て、さらに募集株式を引き受ける者の募集をすることができる。
第５節　株主の権利
会社更生手続中は株主に対する剰余金の配当は行わない。
第５章　会社分割
第１節　吸収分割
下記会社（以下、本章において「分割会社」という。）は、ゴルフ場運営事業に関して有する権利義務を分割して更生会社に承継させる。ただし、管財人は、本章第４節に定める効力発生日までの間、裁判所の許可を得て、本章に定める会社分割の条件及び内容を変更することができる。
記
大阪市北区西天満三丁目13番18号島根ビル２階
東広島カントリークラブ株式会社
第２節　分割交付金、新株予約権及び社債
更生会社は、吸収分割に際して、分割会社に対して、分割交付金として3921万5231円を支払う。
新株予約権及び社債の割当は行わない。